

公共工事の前払金に関する規則

昭和28年6月1日 規則第52号
最終改正 令和4.11.24規則39

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条の規定に基づき、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定により登録を受けた保証事業会社(以下単に「保証事業会社」という。)の保証に係る土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。次条第1号を除き、以下同じ。)又は測量(土地の測量、地図の調整及び測量用写真の撮影であつて、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行令(昭和27年政令第286号)第1条各号に掲げるものをいう。以下同じ。)に要する経費の前金払について必要な事項を定めるものとする。

(前払金の対象及び率)

第2条 市長は、土木建築に関する工事又は測量のうち、前金払が必要であると認められるものに限り、当該土木建築に関する工事又は測量の契約の相手方に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で前金払をすることができる。

- (1) 土木建築に関する工事で請負金額が1件100万円以上のもの 当該請負金額の4割の額
- (2) 前号に掲げる区分に該当するもののうち、履行期間が3月以上であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの 同号の範囲内で既にした前払金に追加して、当該請負金額の2割の額
 - ア 工期の2分の1を経過していること。
 - イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (3) 土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査若しくは土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造又は測量で請負金額が1件100万円以上のもの 当該請負金額の3割の額

(前払金の申請)

第3条 前払金の支払を受けようとする者は、様式による公共工事前払金交付申請書を市長に提出するとともに、保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下単に「保証契約」という。)を締結し、かつ、当該保証契約証書を本市に寄託しなければならない。ただし、前払金の支払を受けようとする者は、保証契約証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前払金の支払を受けようとする者は、当該保証契約証書を寄託したものとみなす。

(前払金の返還)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 保証契約が解約されたとき。
- (2) 請負契約が解除されたとき。

(施行細目の委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

附 則

この規則は、市長が定める日から施行する。

(昭和28年10月規則第90号で昭和28年11月10日から施行)

附 則 (昭44.3.31規則83)

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭48.3.31規則105)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭49. 11. 11規則114）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この規則の施行前に従前の規定により締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（昭58. 4. 13規則11）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、昭和58年4月1日以後に請負契約を締結した工事について適用する。

附 則（平元. 4. 1 規則5）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の公共工事の前払金に関する規則の規定は、平成元年4月1日以後に請負契約を締結した土木建築に関する工事等について適用し、同日前に請負契約を締結した土木建築に関する工事等については、なお従前の例による。

附 則（平4. 9. 21規則30）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の公共工事の前払金に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に請負契約を締結した土木建築に関する工事等について適用し、同日前に請負契約を締結した土木建築に関する工事等については、なお従前の例による。

附 則（平10. 9. 30規則49）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、平成10年10月1日以後に行う公告又は公示に係る土木建築に関する工事又は測量について適用し、同日前に行つた公告又は公示に係る土木建築に関する工事又は測量については、なお従前の例による。

附 則（平11. 6. 29規則27）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、平成11年7月1日以後に行う公告又は公示に係る土木建築に関する工事又は測量について適用し、同日前に行つた公告又は公示に係る土木建築に関する工事又は測量については、なお従前の例による。

附 則（平12. 3. 31規則118）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（令4. 11. 24規則39）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の公共工事の前払金に関する規則第3条の規定は、施行日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引が開始される土木建築に関する工事又は測量について適用（保証の契約内容を変更しようとする場合は、当初の契約において保証契約証書が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提出されたものに限る。）し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が開始されている契約については、なお従前の例による。